

消費税簡易課税制度選択（不適用）届出 に係る特例承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、やむを得ない事情により法第37条第1項又は第5項の届出書をその適用（不適用）を受ける課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合において、令第57条の2第1項又は第2項に規定する届出書の提出日の特例の承認を受けようとする事業者が提出するものです（令第57条の2③）。

2 適用課税期間等

税務署長の承認を受けた場合には、その適用（不適用）を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。

（注） この申請書と併せて「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」も提出してください。

3 記載要領

(1) 「届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類」欄には、この申請書により届出日の特例承認を受けようとする届出書を記載します（該当する届出書の□にレを付します。）。

(2) 「特例の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日」欄には、この申請により届出日の特例承認を受けたとした場合に、上記(1)の届出書の効力が発生することとなる課税期間の初日及び末日を記載します。

なお、上記(1)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」である場合には、初日のみ記載します。

(3) 「上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情」欄には、課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情を具体的に記載します。

なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください（以下同じです。）。

(4) 「事業内容等」欄には、営む事業の内容を具体的に記載します。

なお、上記(1)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択届出書」である場合には、簡易課税制度の第一種事業から第六種事業の6種類の事業区分のうち、該当する事業の種類を併せて記載します。

(5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。